

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年4月28日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「安心と安全についてお話ししたい。今、コロナ禍を巡って安心とか安全と言われることがある。感染者数は容易にはゼロにできず、安心を得にくい状況が続いていると思う。安心というのは人の感じ方であり、安全の主観的な側面が安心ということだろうと思う。一方で安全に関しては、客観的なデータを元に、感染拡大や重症化のリスクを集団レベルで確率として示すことができるわけであり、それに基づいて、どのレベルであれば安全と言えるかを判断できる。つまり、結果が観察できることによって、原因の推定や分析も可能となり、その確実性が信頼できれば、そこから、安全の基準が安心に繋がるとも言われているようである。この話をしたのは、何もコロナ禍のことだけを言いたいのではなく、安全と安心は、その区別をあまり考えず一体のものとする機会が多いが、実は、安心と安全は別物だということである。安心というのは、客観的なデータから導き出される安全というものを信頼できるかどうか、それが信頼できるならば安心に繋がるといことであり、安全と安心の間に信頼があるという構図を考えれば、正しい理解につながるのではと思う。長野県は、横断歩道を渡るときに車が一時停止をする確率が非常に高く、全国で最も優秀な数字を残している。横断歩道を渡る際に安全性が確保されているのであれば、つまり、客観的なデータから安全が確認され、それが信頼できれば、安心して渡ることができるということにつながる。警察の活動においても、地域住民の安全を守っていることは客観的なデータに基づいて言えることだが、さらに一歩進んで、信頼を勝ち取る中で安心感を与えていく、地域住民の方が安全だけではなく安心まで共有できる、そういった地域社会を作り上げていくことが非常に大事だということをあらためて考えさせられたので、この話を紹介した。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 休憩時間短縮制の試行について

警察本部から、「この制度は、一定の理由があつて職員が希望して所属長が承認した場合には、1時間に設定している休憩時間を45分に短縮し、終業時間を15分早く退庁させよ

うとするものであり、ワーク・ライフ・バランス推進を目的としたもので、県人事委員会と協議の上、了承を得ている。なお、知事部局では既に実施済みの制度である。対象職員は、交替制勤務を除いた職員のうち、制度利用を希望する者で、通常勤務の職員の場合、正午から1時間取得していた休憩時間が12時45分までに、退庁時間が17時30分になる。職員側の理由として、子育ては、子供のために夕食の支度時間を早める場合等を、通勤は、遠隔地からのほか、早く退庁すれば1本前の電車に間に合う場合等を、その他については、通院や自己啓発、トレーニング等、職員の健康及び福祉の増進に寄与すると認められる場合等を、それぞれ承認の対象に想定している。承認は『休憩時間短縮承認簿』により受けることとし、1日単位でのほか一定期間継続して承認を受けることも可能としている。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために行っている休憩時間の弾力化運用との併用も可能とする。『職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例』の定めにより、休憩時間を短縮している職員にやむを得ず超過勤務を命ずる場合、更に15分間の休憩を与えることとしている。また、『子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務』など、既存の各種制度と併用できることとしている。本年5月1日から試行を開始し、運用上の問題点を踏まえて今後の制度化を検討する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「様々な理由で、休憩時間を短縮してでも退庁時間を早めたいとの要望はあると思うので、取組は非常に良いと思うし、できるだけ早く、本格実施に取り組んでいただきたい。老婆心ながら、他にも色々な制度があり、それらとの併用が可能になると労働時間の管理が大変になる。例えば、書店の労働法分野の棚には『労働時間の管理』だけで300ページ以上になる分厚い本があるくらい、複雑になってきているので、労働時間の管理だけは怠りがないようにしていただきたい。」

《 委員発言 》

「色々な制度が導入されることで働き方も多様化していくのは良いと思う反面、制度はあると言われても、自分が何をどう使ったらいいのかが、見えないものが意外と多いと思った。例えば、職員との面談で家庭や職員自身の事情を上司に話した時に、『今のあなたなら、これを使うとこのように働けるのではないか』などと相談にのり、その人が自分の仕事を全うしながら上手く使えるような制度のコーディネートを、ある程度プロフェッショナルな方が提案してくれると非常にありがたいと考える。制度を活用しなければいけない人には、ある一定時期が終わったら復帰できるのだとイメージさせ、励みにさせるような、周りの理解が大事ではないか。職場復帰したら自分の仕事が溜まっているようでは、組織全体にも悪影響があるので、休暇を取る人達をフォローアップするような体制も一緒に考えてもらえれば、安心して制度を活用し、力が発揮できるのではないかと思う。」

→本部発言

「幹部や周囲の職員の理解が深まるよう、制度の周知を図って参りたい。」

【生活安全部議題】

○ 専決事項処理状況（令和3年1月～3月）について

警察本部から、「令和3年第1四半期における生活安全部関係の専決事務処理について、

前年同期と比較して増減が顕著な2項目を説明する。1つは、風営適正化法関係の警察署長専決のうち『風俗営業等の変更承認』であり、その理由については、平成30年2月施行の改正風営適正化法規則により、ぱちんこ遊技機の射幸性が抑えられたことで、改正規則施行前に設置された射幸性の高い旧基準の遊技機を、3年間の経過措置満了まで使用でき、業界店舗側で遊技機入替を抑制していたことに加え、昨年、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた感染リスクの軽減のため、経過措置を更に1年延長する規則改正が行われ、結果として、現在も旧基準機が稼働している現状から、件数が減少している。2つ目は、質屋・古物営業法関係の警察署長専決のうち『古物営業の許可等』で、その理由としては、平成30年10月施行の改正古物営業法で昨年3月までの『主たる営業所の届出』を古物業者に義務づけたことであり、昨年3月までに主たる営業所や届出事項の変更等の届出が集中して非常に高い件数になり、昨年4月以降の届出は少なくなった。さらに、届出事項の変更未届等の指示事項にあたる違反状態が改善されたことで、古物業者等に関する指示処分の件数も大きく減少する相乗効果もあった。」旨の報告があった。

【刑事部議題】

○ 刑法犯認知・検挙状況について（令和3年3月末暫定値）

警察本部から、「刑法犯総数について、認知件数は全国、管区、本県共に前年同期比で減少、検挙件数は本県のみ9件増加したが、全国及び管区内は減少。検挙率は全国、管区、本県全てにおいて上昇、検挙人員数は全国、管区、本県全てにおいて減少している。本県における重要犯罪については、前年同期と比較して認知件数のみ増加、検挙件数・検挙率・検挙人員は減少しており、3月中は認知件数5件、検挙は7件7名であった。また、重要窃盗犯は、認知件数は減少、検挙件数・検挙率・検挙人員とも増加しているが、検挙件数及び検挙率の上昇は、2月末までに計上された広域窃盗犯の検挙実績計上が大きな要因であった。特殊詐欺は、前年同期から認知件数が減少、検挙件数及び検挙人員は増加している。また、住宅対象侵入窃盗は、前年同期から認知件数・検挙件数・検挙率・検挙人員とも増加している。現在のところ概ね良好に推移していると思われるが、未検挙事件の事件検挙に向けて捜査を継続するとともに、新たな事件発生時には迅速的確な初動捜査を徹底し、早期検挙、解決に向けた捜査を推進する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「非常にいい数字だと思って見ていたが、未解決事件もあることから、鋭意取り組んでいただきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 地域課

「青森県警察警察用航空機の非稼働期間における援助に関する協定」締結についての説明、決裁

○ 交通企画課

地域交通安全活動推進委員の委嘱（案）についての説明、決裁

○ 総務課

報道機関からの調査アンケートに対する回答（案）についての説明、決裁